

皆様

今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）についての意見募集（パブリックコメント）への意見提出のお願い

11月14日、環境省から、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）」に関する意見募集（パブリックコメント）について」<https://www.env.go.jp/press/107404.html>の募集が開始されました（締切は2019年12月13日です）。石綿含有建材の除去等を規制している大気汚染防止法を改正し、作業者と住民の石綿曝露を防止する重要な法改正です。しかし答申案は不十分な点が多く残され適正な改正内容とすべく皆様の意見をぜひ提出下さい。以下に意見の案を示します。賛同できる意見を参考にしてください。

意見提出先は2か所です。

[1] 電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190061&Mode=0>

[2] 電子メール、ファックス又は郵送

環境省水・大気環境局大気環境課宛て

電子メール：kanri-kankyo@env.go.jp

2019年11月20日 東京労働安全衛生センター・中皮腫・じん肺・アスベストセンター

要望案1

- ①特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業（レベル3作業）を大気汚染防止18条の15の届出とし、特定建築材料と同様に作業計画等を都道府県知事に提出させて点検すること。
- ②届出情報を請求によらずに開示すること。（答申案 P.5 1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止）

要望の理由

- ①レベル3作業については、簡易な「事前調査結果の届出」のみとするとの答申案ですが、実際の工事では、対策（湿潤化、非破碎、養生等）の選択と組み合わせが複雑であり、行政による作業計画の点検が必要です。答申案では「数が多いからたいへんなのでやらない」としか読めず、行政の怠慢としか言いようがありません。予算と人員を確保して確実に実行すべきです。
- ②多くの問題事例は住民からの情報によって見つかっています。レベルに関わらず全ての作業についてリスクコミュニケーションのために、届出情報の開示も必要です。

要望案2

- ①調査者の粗製乱造を防ぐこと。
- ②第三者による調査を義務付けること。
- ③調査を行う者には「アスベスト診断士」を入れないこと。(答申案2 事前調査の信頼性の確保)

要望の理由

- ①すでに特定建築物石綿含有建材調査者および建築物石綿含有建材調査者の制度が運用され調査者が育成されています。これらの調査者を増やし、活用することが第一であり、さらにレベルを下げた調査者を設けることは粗製乱造につながります。
- ②石綿含有建材の有無の調査結果は、工費と工期に大きく影響します。現状では工事を行う業者が調査を行っていますが、調査は、工事を行う業者ではなく、発注者の責任において第三者による調査を義務付けることが必要です。
- ③アスベスト診断士は旧社団法人石綿協会が設立し、現在の一般社団法人 JATI 協会が運用している制度です。旧社団法人石綿協会は、石綿を普及させその利用を促進してきた石綿含有建材メーカー等による業界団体です。かつて石綿を普及させてきた団体が、今になって調査によって対価を得るような資格を運用することは社会的なモラルに反すると言わざるをえません。

要望案3

- ①作業終了時の確認は第三者によること
- ②作業終了後の報告は都道府県等に届け出ること(P.12 3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認)

要望の理由

- ①第五回小委員会資料3-1によれば、英国(ISO 認証により事実上第三者が実施している)、米国、ドイツ、韓国では第三者による作業終了の確認を義務付けています。
- ②作業終了後の報告を都道府県等に届け出ることによって作業が適切に行われたかどうかを後からでも検証することができます。複数の委員が求めています。

要望案4

除去作業時等の大気濃度測定を義務付けること(P.14 4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認)

要望の理由

位相差顕微鏡または電子顕微鏡による大気濃度測定を行わなければ発がんリスクが把握できません。発がんリスクが把握できなければ、法第1条にある「人の健康に係る被害が生じた場合に

おける事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る」という目的が達成できません。これは 2013 年の中間答申でも「有効な手法を確立する必要がある」と指摘されており、これが達成できないということは、この間の検討を検証する必要があります。また第6回小委員会資料 2-2 でも、国内では半数以上で大気濃度測定が実施されており、海外でも英国、米国、ドイツ、韓国において実施されており、委員の多くも義務化を支持しています。

要望案 5

現場での指導を強化するために地方自治体に人的財政的な支援を行うこと(P.17 5 作業基準遵守の強化)

要望の理由

第5回小委員会資料 4-1 のとおり、前回の改正以降、違反告発数および届出違反告発数も0件となっています。原因は複数ありますが、都道府県等の人材不足も一因です。また作業等の監視をしっかりとやっている自治体とほとんどできていない自治体の乖離もあります。地方自治体への人的財政的な支援が必要です。

要望案6

「石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設を早急に検討し今回実施すべきである。」(P.17 5 作業基準遵守の強化)

要望の理由 「答申では直接罰の創設を検討すべきである」とされているが、改築と解体で石綿飛散が多数認められる背景には、日本の法規における罰金と罰則が間接罰であり、飛散抑止効果がないことが指摘されている。検討だけでなく罰則強化を今回実施すべきである。

要望案7

「石綿除去業の国によるライセンス制と、違反業者のライセンスはく奪を大気汚染防止法改正に早急に検討し追加すべきである」(P.17 5 作業基準遵守の強化)

要望の理由 「答申案には解体等工事に携わる事業者の規制内容に係る理解の促進及び法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点」と記載されている。それを実施するなら、英国等の様に国によるライセンス制とそのはく奪が最も有効である。石綿除去業の国によるライセンス制と、違反業者のライセンスはく奪を大気汚染防止法改正に早急に検討し追加すべきである。